

管理委託契約書（様式2）

_____（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本複製権センター（以下、「乙」という。）とは、甲の有する出版物の複製等に係る利用許諾の代理の委任に関し、次のとおり契約（以下、本契約という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、出版物の複写等に係る権利の擁護と、出版物の複写等利用の円滑化を図るため、甲が乙に利用許諾の代理をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

（受託の範囲）

第2条 甲は、乙の公益社団法人日本複製権センター管理委託契約約款（以下、「管理委託契約約款」という。）第3条第1項から第3項に定める規定に従い、本契約期間中、甲が現に有し、および将来取得する全ての複写等に係る権利等の管理を乙に委託し、乙はこれを引き受けるものとする。ただし、甲は特定の出版物に関する権利等の管理について、乙への権利等の委託の範囲から除外でき、その場合には別に定める書式により、その除外するものの明細を乙に届出するものとする。

（外国における権利等の行使）

第3条 乙は、日本国外（以下、「外国」という。）の複写等に関する権利管理団体に、複写等に係る権利等の行使を再委託できるものとし、原則としてこの場合に限り、外国における利用の許諾を行うものとする。

（権利の保証）

- 第4条 甲は、委託する全ての出版物について、利用許諾の代理をさせる権利を有し、かつ、他人の権利を侵害していないことを保証する。
- 2 甲は、前項の保証に関し、乙が定める書式により甲の加盟者リストおよび甲の加盟者個々に関する前項における全ての出版物のリストを提出するものとする。
 - 3 前項の場合において、甲は提出する付帯資料等について虚偽または事実と反する記載がないことを保証する。
 - 4 乙は、前項および第2項の提出書類について、必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができ、甲は速やかにこれを提出するものとする。

（契約期間）

第5条 契約期間は、管理委託契約締結の日から5年とする。ただし、管理委託契約の期間満了の3か月前までに、受託者または委託者が反対の意思表示をしないときは、当該管理委託契約は自動的に5年間更新されたものとする。その後の期間満了時における取り扱いもまた同じとする。

(使用料の分配)

第6条 乙は、乙の定める管理委託契約約款第7条に規定する方法により収受した使用料について、管理委託契約約款第9条から第12条の規定および公益社団法人日本複製権センター使用料分配規程(以下、「分配規程」という。)ならびに乙の分配委員会が決定し、乙の理事会が承認する方法に従い、甲に分配するものとする。

(業務協力金の支払い)

第7条 乙は、前条の分配時に、乙の分配委員会が決定し、乙の理事会が承認する方法に従い、甲に対し、甲の分配額の15%を限度とする業務協力金を支払うことができるものとする。

(契約の解除または変更)

第8条 甲または乙が本契約に違反したとき、または本契約を継続することができない重大な背信行為があったときは、相手方に対し相当な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。

2 甲は、管理委託契約を解除または変更しようとするときは、6か月以上の期間を置いて文書により乙に通知しなければならない。

3 乙が著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、第3号または第4号に該当することとなったときは、甲は同条に定める手続きにより管理委託契約を解除できるものとし、同条第2号に該当することとなったときは、乙が破産の宣告を受けたときをもって管理委託契約は当然解除されたものとする。

4 甲または乙は、乙の定める「反社会的勢力排除ポリシー」記載の暴力団解除条項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

(権利の承継)

第9条 本契約期間中に、甲の有する複製等に係る権利等について営業譲渡、合併等を事由とする承継が生じたときは、承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとし、速やかにその旨を乙に届け出なければならない。

(報告義務)

第10条 甲は、甲または受益者(管理委託契約約款第8条に基づく。)について、住所、氏名、分配金振込口座等の変更があったとき、速やかに乙にその旨を報告し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。

2 甲は、委託出版物の委託状況について、乙の定める時期に乙の定める書式により報告するものとする。

(協議)

第11条 甲及び乙は、本契約に規定なき事項または解釈に疑義がある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、裁判手続等で必要とされる場合を除き、本契約により知り得た情報を第三者

に開示しない。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関し紛争が生じたときの専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上の取り決めの証として、本書2通を作成し、甲乙各々押印し、それぞれ1通を所持する。

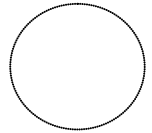
20 年 月 日

甲

(住所)

(団体名)

(契約責任者)



乙 東京都港区北青山三丁目3番7号

第一青山ビル内

公益社団法人日本複製権センター

代表理事 瀬尾 太一